

第234回大阪市外郭団体評価委員会

令和 7 年 4 月 15 日

目次

※ Ctrlキーを押しながら目次をクリックすると該当箇所を表示します。

開会	1
(1) 委員長の互選等について.....	2
(2) 阪神国際港湾株式会社の中期目標の制定について	3
(3) 株式会社大阪水道総合サービスの中期計画の変更について	15
(4) 大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第 7 条第 6 項及び同 要綱第20条第 7 項に基づく報告について	21

開会

【上塚法人担当課長】 定刻になりましたので、第234回大阪市外郭団体評価委員会を始めさせていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めております総務局行政部法人担当課長の上塚でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員全員にご出席を頂いており、大阪市外郭団体評価委員会規則第 6 条第 2 項により、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

皆様方には、大阪市外郭団体評価委員会の委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。

まず初めに、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。五十音順に紹介させていただきます。

(委員紹介)

【上塚法人担当課長】 今年度はこの体制で進めてまいりますので、委員の皆様方からのご指導をどうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、本日の委員会の流れをご説明させていただきます。

本日は、次第のとおり進めてまいります。まず、議題(1)の委員長の互選等について、その後、(2)の阪神国際港湾株式会社の中期目標の制定について、(3)の株式会社大阪水道総合サービスの中期計画の変更について、最後に、(4)の大阪市外郭団体等への関与

及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項及び同要綱第20条第7項に基づく報告についてを議題とし、全て公開で行います。

(1) 委員長の互選等について

【上塚法人担当課長】 それでは、新たな任期の下での最初の委員会でございますので、委員長及び委員長代理を選出させていただきます。

大阪市外郭団体評価委員会規則第4条第1項では、委員長は、委員の互選により定めることとしております。これに基づきまして、委員長を選出させていただきたいと考えておりますが、他薦を含めまして、ご意見ないしご提案等ございませんでしょうか。

【上崎委員】 委員長の指名ですが、前期においても委員を務めてくださいました小林委員に委員長をお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

ただいま、上崎委員のほうから小林委員のお名前が挙がりましたが、ほかにご意見等はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【上塚法人担当課長】 もしございませんようでしたら、小林委員に委員長をお願いすることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

ご異議がないようですので、小林委員に委員長をお願いいたします。小林委員長、よろしくお願いいたします。

【小林委員長】 よろしくをお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 また、同規則第4条第3項では、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することとなっておりますので、小林委員長に委員長代理のご指名をお願いしたいと存じます。

【小林委員長】 では、委員長代理には村田委員を指名させていただきます。

【上塚法人担当課長】 それでは、村田委員に委員長代理をお願いいたします。村田委員長代理、よろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事進行について、小林委員長をお願いいたします。

小林委員長、よろしくお願いいたします。

(2) 阪神国際港湾株式会社の中期目標の制定について

【小林委員長】 では、阪神国際港湾株式会社の中期目標の制定についての議題について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

大阪港湾局において所管する外郭団体である阪神国際港湾株式会社が達成すべき中期目標を制定するに当たりまして、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第12条第3項の規定に基づき、諮問いたします。

内容につきましては、所管所属からご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、所管所属から説明をお願いいたします。

【大阪港湾局】 大阪港湾局業務改革担当部長の岡野でございます。よろしくお願いいたします。

中期目標を説明する前に、中期目標の内容をご理解いただくために、背景となります国際コンテナ戦略港湾施策、阪神国際港湾株式会社の成り立ちなどをご説明させていただきます。

お手元の参考資料をご覧ください。

国際コンテナ戦略港湾につきましては、アジア諸港の台頭により、日本の港湾の相対的な地位の低下が進んできておりまして、国内の主要港湾が国際海上コンテナ輸送の基幹航路から外れることとなると、釜山港等の海外諸港における積替輸送しかできなくなります。このことをフィーダーポート化と申しますが、このような事態になりますと、輸送コストやリードタイムが増大し、企業の供給システムが不安定になるなど、日本の産業の国際競争力の低下、海外流出による雇用の喪失などが懸念されております。

経済のグローバル化が進展している中で、日本の産業の国際競争力の低下や海外流出を防ぐための方策として、港湾の国際競争力の強化は欠かせないことから、国はコンテナ港湾の国際競争力を強化するため、さらなる選択と集中を図ることといたしまして、平成22年8月6日に、大阪港と神戸港が阪神港として、京浜港と共に国際コンテナ戦略港湾に選定された経過がございます。

翌年には、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、これらの港は国から国際戦略港湾という最上位の港に格付けされてきたとこ

ろでございます。国際戦略港湾の指定を受けますと、港湾工事に対する国の負担割合の増加や、コンテナ埠頭を一体的に運営する港湾運営会社制度の導入、また、港湾運営会社に対する無利子貸付等を活用できることになるなど、港湾コストの削減や港の利便性の向上のための取組を推進することができるものとなっております。

これらを前提とする国際コンテナ戦略港湾であります阪神港のめざすべき姿といたしましては、①といたしまして、基幹航路の維持・拡大により、西日本産業の国際物流を支えるゲートポートとして機能拡大をしていくこと、②といたしまして、釜山港等東アジア主要港湾と対峙できる港湾サービスを確保し、国内ハブ機能を再構築していくこと、③といたしまして、基幹航路の拡大に向けた取扱貨物量を確保、東アジアの国際ハブポートとして機能していくこととなります。このような状態を実現することによりまして、海外に依存しない物流体系となり、企業の供給システムの安定化、雇用の創出等、大阪経済の活性化につながるものとなります。

続きまして、阪神国際港湾についてご説明をさせていただきます。

同団体は、平成26年10月に、コンテナターミナルの整備、運営を担ってきた神戸港埠頭株式会社と大阪港埠頭株式会社を経営統合し、上物会社である阪神国際港湾株式会社を設立いたしまして、平成28年11月に阪神港の港湾運営会社の指定を受けております。同団体は、港湾運営会社として、大阪港の外貿コンテナ埠頭やフェリー埠頭の運営等を担うとともに、本市と共に基幹航路の維持・拡大を目指しております。

なお、株主構成でございますが、国が34.2%を出資する筆頭株主でございます。続いて、神戸市、大阪市が同じく30.8%を出資している団体でございます。

次のページの阪神港の主な戦略といたしまして、西日本から貨物を集める集貨、産業の立地促進による創貨及び港湾施設の機能強化、港湾経営主体の確立など、競争力強化に向けて、同団体は大阪港湾局と連携して取り組んでおります。

続いて、中期目標につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の諮問書をご覧くださいませでしょうか。

3の中期目標期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日となります。

4の本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項の（1）当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする方針の行政目的又は施策の具体的な内容は、阪神港のうちの大阪港において、外貿コンテナの貨物取扱量を増大させること、また、フェリー航路数を維持するこ

ととしております。

(2) の中期目標の期間終了時において (1) の行政目的又は施策によって実現しようとする状態につきましては、外貿コンテナの貨物取扱量が増大している状態、また、フェリー航路数を維持している状態としております。

(3)、(2) の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標につきましては、集貨事業の推進等による外貿コンテナの貨物取扱量の増大としておりまして、指標は集貨実績、目標は令和11年度末において累計10万 T E U の集貨増を目指すということにしております。

第231回の外郭団体評価委員会の答申により、中期目標において設定した指標である集貨実績の目標達成が、大阪港湾局の行政目的とする外貿埠頭の利用を拡大することで貨物取扱量を増大させること、また、フェリー航路数を維持することとの関連性があるのかという点について疑問があるところのご指摘を受けたところでございます。コンテナ等の貨物は、大阪港で陸揚げした後に、陸送や海送で背後圏に輸送されますが、このうちコンテナの海上輸送及び旅客の移動をフェリーが担っておりますので、関連性があるものと認識をしております。

なお、外貿及びフェリー埠頭等の施設の一体的な管理運営を同団体が実施しているところでございます。

近年、アジア主要港におけるコンテナ取扱個数は、一番多い上海で約4,700万 T E U、日本から一番近い釜山港で約2,300万 T E U となっております。大阪港の令和6年の実績は202万 T E U となっております。大阪港における外貿コンテナの取扱貨物量につきましては、平成22年以前は100万 T E U 台でございましたが、平成23年以降はおおむね200万 T E U 台で推移しておりました。しかし、令和5年につきましては、中国経済の減速等を受けまして、200万 T E U を下回る198万 T E U となりましたが、この間、貨物量の増大に向けて、毎年度ポートセールス等を開催し、集貨インセンティブの利用促進に向けて地道に取り組んできた成果といたしまして、5年間で13.5万 T E U の集貨が実現いたしまして、その結果、当該集貨実績を含めた令和6年の外貿コンテナ取扱量につきましては202万 T E U となり、200万 T E U 台に回復したものでございます。

このような状況を踏まえ、西日本や日本海諸港の貨物を集める集貨事業は、港湾運営会社の取組であります集貨事業と外貿貨物量の増大に強い関係性がございまして、取組を進めることで取扱貨物量を上乘せできると考えておりますことから、本市にとって重要な物流施策であるため、行政目的または施策の達成のために適切な目標であると考え、集貨実

績を指標としているところでございます。

中期目標期間の目標値を累計10万TEUとした理由についてご説明をさせていただきます。

平成26年、阪神国際港湾株式会社の設立以降に実施した集貨事業の実績につきましては、令和6年度末時点で約17万TEUとなっておりまして、年平均では約1.6万TEUとなっております。このことから、集貨事業の目標といたしまして、年間2万TEUを掲げて達成を目指すものとしているところでございます。

フェリー航路数の維持の指標につきましては、フェリー航路数、目標は現状の4航路を維持することとしております。フェリー航路につきましては、各フェリー会社が昨今新造船を投入している状況などを踏まえ、現状維持をしていくものとしておりますが、将来的には需要を踏まえて、航路の拡大に向けて検討していくものと認識をしております。

(4)、(2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容でございますが、集貨事業の推進等による外貿コンテナの貨物取扱量の増大につきましては大きく2つございまして、1つ目は、ポートセールスの実施として、国や本市などが共に阪神港の集貨事業を推進していくこととし、2つ目は、大阪港の施設の高度化としております。施設高度化のため、2つの取組がございまして、外貿コンテナ埠頭の機能維持・強化をするため、港湾施設の更新整備を行うこと、港湾の脱炭素化に資する取組として、ターミナル照明のLED化・LNGバンカリング事業等のカーボンニュートラルポート形成の支援を行うこととしております。

集貨事業につきましては先ほどご説明させていただきましたとおりでございまして、コンテナ船は大型化等が進んでいるため、これらに対応する施設整備が必要でございまして、また、世界的にはサプライチェーンの脱炭素化に資するかどうかという点が利用港湾を選択する際の1つになってございます。

フェリー航路数の維持につきましては、大阪港から発着するフェリー航路の認知度の向上と利便性をアピールすることによりまして、フェリー利用の促進を図るため、本市が実施するフェリー振興策に対し協力することとしております。

(5)、(4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例でございますが、集貨事業の推進等による外貿コンテナの貨物取扱量の増大として、ポートセールスの実施の指標については、取組とその結果を明確にするという観点から、新たに大阪港を利用し、要件を満たすものに対してインセンティブを支払うというものでございまして、

ポートセールスの成果であります集貨事業施策への新規申請件数としております。

大阪港の施設高度化のうち、ガントリークレーンのリプレースにつきましては、本市やユーザー等の意向を踏まえ、団体が定めた整備計画に基づきまして、その進捗度を指標としております。ターミナルのカーボンニュートラルポートの推進についても、団体側で計画している事業計画を基にその進捗を指標としております。

フェリーの航路数の維持につきましては、市と団体が協力してフェリー振興策を実施していきますので、その協力回数を指標としております。

以上が中期目標でございます。

また、昨年度開催されました本委員会における3点の質問につきまして、この場をお借りいたしましてご回答申し上げます。

1点目につきまして、大阪港のコンテナ貨物取扱能力に対する稼働実績につきましては、稼働率は約75%でございまして、約69万TEUが余力となっております。

2点目でございますが、集貨実績のインセンティブにつきまして、増加のパーセンテージでございますが、全体貨物量に対して約5%程度となっております。

3点目についてでございますが、フェリーの航路数が、収支的に健全な状態で4航路が維持されてきているのかという点につきましては、健全な状態というご指摘の趣旨を踏まえまして、フェリー部門の収支が黒字であることを団体のほうに確認しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

では、お願いします。

【村田委員】 委員の村田です。よろしくお願いします。

何点かお伺いしたいんですけども、まず、現時点、今の釜山とか上海の取扱量をお聞きすると、現在の阪神港湾の位置づけというのが、低下傾向にあるというよりも、もう既にかなり他港を下回っているというような状況になっていると思うんですけども、それはいつ頃からそういう状況になったのかということと、あと、その要因としてどういうことを分析されているか教えていただきたいんですけど。

【大阪港湾局】 大阪港湾局事業企画担当課長の坂井と申します。

アジアの港の取扱貨物量が増えてきておりますのは大体30年から40年ほど前かなというふうに思います。大きなきっかけといたしましては、日本の製造業が中国を中心にアジア

へ進出したのがその1つですね。それまでは日本の国内で日本の企業が物を作って、それをアメリカであったりヨーロッパであったりというところに輸出していたわけですが、その物の流れが変わってしまったというところが1つのきっかけです。時を同じくして中国でも人口が爆発的に増えて、今や日本のGDPを超えるような経済大国になっております。そんな中で、経済を支える社会基盤である港も、中国の国策として非常に整備を進めてきたというところから、取扱貨物量にこれだけの大きな差がついたというところがございます。

一般的に港湾の取扱貨物量というのは、背後圏の経済指標に関連するところが多くて、つまり、人口であったり域内総生産であったりというところが大きな、そこに寄るところです。なので、中国の港が世界一の取扱量を記録しているというのはそういうところなんです。

一方で、韓国の釜山港が大阪港の10倍程度の取扱量を記録しているというところについては、実は釜山港というのは、半分ぐらいはトランシップ貨物と言いまして、港で積み替えているだけなんです。なので、韓国国民や韓国企業のための貨物量というのは、半分弱程度です。あとは、日本と韓国の港湾政策の違いがございまして、日本は、東京、横浜、大阪、神戸、名古屋と、大きな港を全国各地に造ってきました。一方で、韓国は、釜山に港湾整備を一極集中してきたと、こういった経過もございまして、アジアの港と日本の港の取扱量がこれだけの差になってきていると、そういった背景がございます。

【村田委員】 大変よく分かりました。そうすると、港湾自体の機能面であるとか、そういったところで著しく劣っているとか、そういう状況ではないということですかね。

【大阪港湾局】 はい。

【村田委員】 分かりました。

あと、基幹ルート、これから外れないようにしたいという目標があると思うんですけども、この基幹ルートを維持するための取扱量というのは、何か目標といいますか、目安になるような集貨量とかいうのはあるんでしょうか。

【大阪港湾局】 具体的な数字、貨物量、これだけあれば基幹であるという、具体的な数字はないんですが、そこは船会社、外航船社が寄港地を決めるということになります。基本的に、外航船社が寄港地を決めるのは、貨物の需要があるかどうか、そこが1つ大きな要素ですので、今、先ほどご説明させていただいた背後圏の経済状況、産業状況とか、それは輸出・輸入によって見方も変わるんですが、基本的に貨物の需要があるところに船会社

が寄るといふところがございますので、この参考資料、配付させていただいた国際コンテナ戦略港湾「阪神港」というところで、基本的に選択と集中により、阪神と京浜に貨物を集めるとされています。貨物を生み出して、そこに船が寄るようにするといふところで、神戸、阪神港であれば日本海側から、フィーダーといいまして、貨物を運んで、阪神港、大阪港で外貿、外国航路につなぐといふところで、今、釜山に流れている貨物を集約していくと、結果として基幹航路が誘致されるといふところを目指してございます。

先ほど、どうしても日本国内の産業の空洞化といふところが、この間の経済情勢でありますので、ここは港湾の政策もありますけども、産業政策とか、よく国のほうでも議論になりますのは、ここはセットで、大きなところでいつも議論していく必要があるのではないかと、これは一般論ですが。

【村田委員】 分かりました。そうすると、会社としてはなかなか、荷物の需要といふのはコントロールができないと思うので、会社として集貨を増やす相手といふのは、やはり釜山港のフィーダーの部分が狙い目という、そういうようなところなんではないでしょうか。

【大阪港湾局】 分かりやすくこの図が釜山港との比較になっていますが、やっぱり地理的にどうしても日本海側から外国に、海外に輸出するなり輸入するときには釜山経由がやっぱり近いので、釜山の貨物を日本や阪神港にというのはイメージしやすいんですが、当然釜山以外の中国なり東南アジアの貨物というのも日本に持ってくるという政策も、一方でいろんなインセンティブの事業を通じてやってございますので、トータルで阪神港の貨物の需要を伸ばすということです。日本国内だけ見ると、京浜と阪神の位置関係でいうと、やはり釜山との競合にさらされやすいのは阪神港ですので、釜山の貨物というご説明を一般的にさせていただいているところでございます。

【村田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょう。

【梨岡委員】 梨岡と申します。

とりあえず3点お聞きしたいことがあります。まず、貨物実績、貨物取扱量の増大の目標に、累計10万TEU、年間2万とありますが、これは絶対量の目標ですね。拡大するといふことは、全体が拡大した中で、例えばアジア全体で取扱量が増えたのに、日本が2万トンしか増えなかった。それは逆に言うとも少なくなっているということになりますし、逆にアジア全体が減っているときに日本が10万トンになったら、増えているとなるので、ここはやはり比率も一緒に目標として持つほうがよいのではないかと私は思います。その点

についてはいかがでしょうか。

【大阪港湾局】 まず、この2万TEUというのは、今までの平均ベース、平均から算出しているものでございますけれども、アジア全体あるいは世界全体の中の割合ということになりますと、やはり国際の海上輸送、物流というのは外的要因、いろいろ円安であるとか、今関税の話も出ていますけれども、いろんな外的要因に左右されますので、全体のうちの割合というのは変動しやすいんだろーと思われまので、それを目標に設定、国際的な、恐らくおっしゃっているのは世界の中の、アジアの中の阪神港の割合ということだと思っておりますけど、なかなかそこは、会社の自主的な努力でできるところも限られるかと思しますので、会社の集貨事業、インセンティブでどこまで貨物が上がるかというのを、会社の取組の中で達成したかどうかというほうが指標としては分かりやすいのかな、説明しやすいのかなと考えております。割合が下がった上がったは外的な状況に左右されやすいのではないかと考えます。

【梨岡委員】 会社の営業、事業も外的要因に左右されます。世界景気がよくなれば取扱量も増え、自然に増えることもあるのではないかとと思うのですが。

【大阪港湾局】 自然増ということですね。外的要因で増えることもあるのではないかと。

【梨岡委員】 外的要因で増えることもあり、減ることもあり。

【大阪港湾局】 それはあるかとは思います。

【梨岡委員】 外的要因が増えれば、増えた中の例えば10%なので、10%というのが、それが何万トン、200万トンか250万トンか分かりませんが、そのパーセンテージで比率を上げるほうが、拡大したというふうに分かりやすいのではないかと思います。この事業が全く外的要因を受けないのであれば絶対量で良いと思いますが、外的影響を受ける場合は、世界中のいろんな動き、コロナ、ウクライナもありますが、そういう要因で貨物取扱量自体が変わるのではないかと思います。変わりますよね。

【大阪港湾局】 変わりますね。

【大阪港湾局】 いろんな状況で。

【梨岡委員】 でしたら、拡大するという目的に対する指標であれば、やはりパーセンテージ、シェアのほうが良いのではないかと。私の意見です。ご検討いただければと思います。

【大阪港湾局】 承知しました。

【梨岡委員】 普通、全体量と比率の両方持つことが多いです。

【大阪港湾局】 業務改革課長、安田と申します。

先ほど桑原のほうからご説明させていただいた内容にはなるんですけれども、諸外国港湾との貨物の流れというのが、自然に増えたり減ったりするところがございますので、全体の世界経済情勢の影響を受けにくいというか、切り離れたところとして、影響は絶対受けるんですけれども、分かりやすい指標として集貨事業実績というところを取り出して、そこで数的に増えた減ったというところの確認をさせていただくというのが今回の目的というか目標でございますので、先生がおっしゃっていること、趣旨はご理解はさせていただいていますので、何かお示しできるような方法なり、今後ご説明させていただく中で、今ご説明というかご質問いただいたとおり、この集貨事業は全体として何%みたいな形でご説明さしあげられるような状況になるか、ちょっと検討はさせていただくことになるかと思うんですけれども、持ち帰らせていただきたい。

【梨岡委員】 この指標であれば、例えば10万トン達成できたとしても、それが、世界経済がすごくよくなっているときに、他所は何十万トンも増えているときの10万トンであれば、それは貨物量が拡大したと言えるのか、この指標で拡大したと言えるのかと思います。

【大阪港湾局】 もちろんその指摘があるかなと思うんですけれども、我々としましては、世界の経済情勢というところを踏まえた数値の設定というのが非常に難しいというところがありますので、足元の個別の施策として、集貨実績というところを目標に掲げさせていただいていると。当然、先生がおっしゃっておられるみたいに、世界経済の情勢というか、取扱貨物量が他の港でどんなふうに伸びているのかということも併せてご説明させていただくような形でご理解いただけるのかなというふうには認識しております。

【梨岡委員】 取扱数量、絶対量で世界経済を受けた目標を立てるのは、困難です。だから世界経済と同じ、この中の何%というのだったらできると思いますので、両方説明していただくと、実際これだけ増えました、それは何%ですというのが分かれば、さらに規模が分かりやすくなるかと思います。

あともう1点、LNGバンカリング船のお話が出ていましたけども、今カーボンニュートラルで、船の燃料をLNGにするというのは大分増えていると思います。それには、LNG船が入るそれなりの設備が要ると思うのですが、その設備は釜山や上海に整っていて、それが阪神港にすでに整っているのか、逆に阪神港がそれを先に整えれば競争力になるのかということをお教えいただきたいです。

【大阪港湾局】 事業企画担当課長、坂井です。

L N G 船を港に入れる、着岸させるという点に関しましては、従来の船と何も対応は変わらないです。唯一対応が必要とすれば、燃料の供給という部分ですね。それを、阪神港でもそういった燃料供給の環境を整えようということで、L N G バンカリング船の建造を、H P C と関係企業が協力して進めているところでございます。

世界の対応がどうかといいますと、日本は少しこの面では遅れているのかなというところですが、ただ、一方で、船の燃料につきましては、L N G は過渡期の燃料とも言われておりまして、この先に水素であったりアンモニアであったりというような完全なカーボンフリーの燃料への転換も見込まれているところですので、L N G の取組が遅れていることが、環境面で阪神港、大阪港の取組が遅れているということに直結はしないだろうなというふうにも考えているところです。

【梨岡委員】 それならば先に水素とか、そちらのほうの燃料供給施設を整えていくということでしょうか。

【大阪港湾局】 それにつきましても、大阪港湾局としても、阪神国際港湾としても検討はしております。ただ、水素もアンモニアも、そもそもの供給量がどこまで伸びるのかというところを見極めて、船舶の燃料につきましては日本だけでどうのこうのというふうになるものではございませんので、世界の動きを見ながら、阪神港としても対応を検討していく、必要であればそういった新しい燃料のバンカリングの環境も整えていく必要があると思っています。

【梨岡委員】 しばらくの間、あと10年、20年はL N G がまだまだメインになるとは思いますが、L N G からメタン、アンモニアというのは多分そのまま使える、同じ設備が使えるはずですが、水素はちょっと変わりますが、水素も輸入するという話もありますので、その辺りの設備も、今後競争力拡大というために、ほかの港がやっていないのであれば、それを競争力にするというのも、また新しい指標になるのかなと思います。

ありがとうございました。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

今の話ともひょっとしたら関連するのかもしれませんが、施設の高度化ということで、いろんな取組に取り組まれるみたいですが、財務面の懸念とかというのは大丈夫という理解でよろしいでしょうか。

【大阪港湾局】 ご説明させていただいた中にありましてとおり、阪神国際港湾で整備す

るものもございまして、その場合は国の無利子貸付等も活用できるということでございます。また、大阪市で整備するものというのも当然出てまいりますので、官民両方で進めていくというような流れでございますので、財務面の心配というのは今のところしておりません。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【植村委員】 植村です。

4の（5）の指標のところでは2点ほどお伺いさせていただきたいのですが、まず、下のほうのフェリー航路数の維持のところの指標で、前中期目標には、阪神国際港湾が実施するフェリー振興策の回数が指標に入っていたようなのですが、今回こちらは除外されているのは、何かお考えがあつてのことなのかということをお伺いしたいのと、2点目が、同じく（5）の施設高度化の中のターミナルのカーボンニュートラルポート推進事業進捗度というところで、これはカーボンニュートラルポートという設備を造ることの進捗を確認されるのか、カーボンニュートラル一般、サステナビリティーとか、いろいろな施策を点数化して、その進捗を指標とされるのか教えていただければと思います。

【大阪港湾局】 それでは、1つ目のご質問でございます。フェリー振興策の具体的な内容ということでございまして、前回の中期目標の期間におきましては、阪神国際港湾が独自でやっていたイベントがあるんですけれども、それにつきましては、令和7年度から本市と共に実施するということになりましたので、そういう意味で、単独で実施するものがなくなり、大阪市のほうに統一されたということでございます。

次に、カーボンニュートラルポートでございますけれども、いろいろな施策がございますので、その計画に沿って、この年度にこんなものを整備していくとかというような形で指標を設定してまいりたいというふうに思っております。ですので、年度ごとでさせていただくものが変わるとかというようなことも当然考えられるかなと。一番直近で申し上げますと、LED化とか、そういうものをまず進めてまいるといふふうに考えてございます。

以上でございます。

【小林委員長】 それでは、阪神国際港湾株式会社の中期目標の制定に対する質疑応答については以上で終了いたします。ありがとうございました。

それでは、答申の取りまとめですが、先ほど梨岡委員からお話がありました、集貨事業による増加について、絶対量ではなく、これはシェアというご指摘でよかったですかね。

【梨岡委員】 絶対数だけではなくシェアもということです。

【小林委員長】 なるほど。何か附記しましょうかね。目標自体は、中期目標の内容自体は妥当だけれども、何かシェアの附記など、ご報告をお願いしたいというような趣旨でよろしいでしょうか。附記することは。

【上塚法人担当課長】 そうですね。中期目標としては妥当なんだけれども、絶対量だけではなくて、シェアとか比率の相対的な部分も何か指標として検討されたいという……。

【小林委員長】 指標というか。

【梨岡委員】 指標は目標を達成するための指標なので、今の絶対量だけでは、目標である貨物拡大量の増大というのが表せないんじゃないかということで、絶対量プラス指標があって、やっと拡大したかどうか分かるのではないかなと思います。可能であれば指標も加えていただきたいし、もしこれが難しいのであれば、指標の参考情報として、シェアも一緒に考えていただきたいということです。

【小林委員長】 絶対量をまずは指標としていただいた上で、絶対量の指標が有効かどうかを。

【梨岡委員】 目標を達成しているかどうかですね。

【小林委員長】 ということをご報告というか、シェアについても情報を頂ければということになるんでしょうかね。

【梨岡委員】 シェアの情報を受けて初めて指標を見て目標が達成できているかどうか判断できるということだと思います。

【上塚法人担当課長】 これ、今回、絶対値、全体量として出しているのが、集荷事業による増加の部分だけになりますので、シェアとなると、集荷事業による増加部分だけで他国と比較するのが、同じような事業をやっているかどうか分かりませんし、その部分がどうなのかなと思ってちょっと議論をお聞きしていたんですけども、シェアとなりますと、やはり全体の取扱貨物量とか、そういったところの、先ほど釜山が幾らでとか、10倍以上とかというようなお話があったんですけども、それで比較をするということでしょうか。それとも、別に集荷事業によらずとも、増加部分の比較をするといったようなご主旨。

【梨岡委員】 集荷事業とその他も多いのであれば、目標に集荷事業を挙げていらっしゃるだったので、それが大きいのかなと思ったのですが、そうでないのであれば、全体の中の阪神港の取扱量ということで、参考情報として入れていただければと思います。

【上塚法人担当課長】 では、どういたしましょうか。ご意見としては、指標として加えるべしというようなご意見にするか、もしくは、参考値として評価する際に示して、評価の参考情報とすべきというようなご意見にいたしましょうか。どちらのほうよろしいでしょうか。

【梨岡委員】 いや、目標として、コンテナの取扱総量の増大を示すための指標なのであれば、集荷というのが、本当は集荷の比率があればもっと良いのですが、それは分からないということです。それだったら、全体量の中の阪神港のシェアという形で参考情報をもらったら、この集荷が本当に拡大に貢献したのか、これで拡大したと言えるのかどうかというのが分かるのではないかなと思います。

【小林委員長】 なので、目標といいますか、指標としては集荷事業による絶対量で、それが有効かどうかということの参考のために、シェアの変動についてもご報告を頂きたいというようなことでよろしいでしょうか。

【上塚法人担当課長】 ありがとうございます。

では、また案を作成いたしまして、ご覧いただくようにさせていただきます。文言の細かい修正等になりましたら、委員長のほうに一任ということでさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(3) 株式会社大阪水道総合サービスの中期計画の変更について

【小林委員長】 では、株式会社大阪水道総合サービスの中期計画の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】 ご説明いたします。

株式会社大阪水道総合サービスにおいて中期計画が変更され、所管所属である水道局からその内容について報告がありましたので、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第13条第8項の規定に基づき報告いたします。

なお、同要綱に基づく総務局長の意見はありませんので、よろしくお願いいたします。

また、本中期計画において、事業経営評価に当たっての指標及び目標が定められておりますので、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程に基づく指標及び目標の設定につきましても併せてご報告いたします。

内容につきましては、所管所属よりご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【小林委員長】 それでは、株式会社大阪水道総合サービスの中期計画の変更について、所管所属から説明をお願いいたします。

【水道局】 それでは、説明のほうさせていただきます。

報告書の裏面の中期計画の変更についてというページをご覧ください。

まず、経緯につきまして、水道局の管路保全業務、こちらは水道局の配水管、そういった水道局の資産につきまして、例えば電気やガス工事、そういったものを工事する際に、我々の水道管を安全に守るという、そういう業務なんですけれども、この管路保全業務を令和9年度から受託するに当たりまして、令和6年4月に策定しました中期計画のうち、令和7年から8年度に実施する事業活動につきまして、令和6年度に作成いたしました業務受託計画や教育訓練計画に基づいて策定をいたします過程の中で、当初想定した実施スケジュールを一部変更するということでの中期計画の変更でございます。

もう1点、本日報告させていただきますものが、「また」以下なんですけれども、「また」以下の段落の3行目、指標Ⅲとなっておるところからですが、指標Ⅲにつきまして、前回の委員会のほうで、分かりやすい表現となるように検討されたいという意見が述べられておりますので、こちらにつきましても本日説明のほうさせていただきます。

まず最初に、中期計画の変更についてでございますが、2番の本件計画変更の内容及び理由をご覧ください。

この中に、(1)本市から受託する管路保全業務の試行実施期間の延長と、(2)試行実施のための従業員訓練の期間の変更等、それから、(3)の従業員育成の仕組みづくりの検討の前倒しという3つの業務につきまして業務スケジュールを変更しておりますので、その変更内容と理由についてご説明させていただきます。

こちら、(1)と(2)につきましては時系列が逆になっておりますので、先に(2)のほうから説明させていただきますと、管路保全業務を総合サービスにお任せするに当たりまして、総合サービスの中でも、従業員の訓練、こういったものが必要になります。アの変更内容を見ていただきますと、1行目の中頃ですけれども、令和7年9月から令和8年3月までの7か月間というのが当初の計画であったのですが、これを3か月でできるであろうということで、令和8年1月から令和8年3月までの3か月間とするというような形で期間を圧縮しております。

こちらは、変更理由としまして、令和6年度に既に先行的に従業員訓練をしております、その訓練の内容ですとか状況を見ると、短期間に短縮化させても大丈夫であろうとい

うことで、短くするというものでございます。

こういった従業員の訓練を短くする一方で、(1)の管路保全業務の試行実施の期間につきましては、訓練が終わった後、局からの引継ぎ業務を経まして、実施期間を変更しております。

アの変更内容を見ていただきますと、令和8年10月から令和9年3月までの6か月間としておりますものを、その下の令和8年7月から令和9年3月までの9か月間としますということでの変更となっております。

変更理由につきましては、イの変更理由欄の3行目から、試行実施期間の最後に、確認検査で改善すべき点があった場合、その対応と対応結果の確認のための期間ということで、延ばした3か月間のほうを用いたいというようなことで変更をさせていただくというものになってございます。

あと、この業務を受託するに当たりまして、(3)にあります従業員育成の仕組みづくりということで、そちらにつきましては、検討期間を前倒ししたいというふうに考えております。

変更内容としましては、アの変更内容欄の1行目にあります、令和8年4月から検討に着手して、8年9月までに構築するというスケジュールで考えておったのですが、こちらについても令和7年4月から着手をするということで考えております。

理由としましては、イの変更理由欄にあります、令和6年度に先行して従業員訓練を実施した際のノウハウを活用すると、前もって検討ができるというようなことで、1年の前倒しというふうに考えております。

こちらが中期計画の変更になっておりまして、3番以降につきましては、前回の委員会でのご指摘への対応でございます。

アの経過欄の下から3行目を見ていただきますと、最初の説明と重複いたしますが、指標Ⅲについて、分かりやすい表現となるようにされたいというご意見を頂いております。

こちらの意見への対応としましては、イの最後の行にありますけれども、用語の統一の観点も含めまして、分かりやすく表現をするというような形で修正をしております。

具体的な修正内容としましては、こちらでもアとイで順番が前後しますが、裏面のイのほうを見ていただきまして、(イ)「4 3の事業経営に関する指標・目標」についてというところをご覧いただきたいんですけれども、こちらの令和6年度の下に変更前欄がございましたけれども、変更前欄では、業務執行体制のうち1グループ以上の構成員である

社員が、役割に応じた知識を習得できていると回答した社員の割合ということで記載をしてございますけれども、この場合、社員の範囲が特定できているのかということで、分かりにくいねというような形でご指摘を頂いたというふうに理解をしております。変更後を見ていただきますと、管路保全業務の執行体制として確保したグループの構成員である社員ということで、これから総合サービスにお任せしようとしております管路保全業務に従事する社員というのが分かりやすく表現をさせていただきます。また、変更前欄の後段にあります、役割に応じた知識を習得できているというものにつきましても、その評価方法について、教育訓練後の理解度確認テストにおいてその役割に応じた知識を習得できているというような表現をいたしまして、どうすれば知識を習得できているという評価をすることができるのかということについても明確にするという形で表現を修正しております。

戻りまして、アの「3 当社が2の役割を果たすために行う事業経営の内容」についての修正につきましては、先ほどのイで修正したものと整合をとるために、変更前欄と変更後欄で、グループの表現ですとか、そういったところを修正して、用語の統一ということも図ったという修正をしております。

変更内容につきましては以上でございます。

説明につきましては以上でございます。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんでしょうか。

【梨岡委員】 梨岡です。

教えていただきたいのですが、この管路保全業務というのは、他工事の立会いのことだけなんですか。立会い業務だけ。業務内容が何をするのかというところが、ちょっと明確じゃなかったのですが、立会いということによろしいのですか。

【水道局】 立ち会う前に、例えばここに水道管がありまして、横にガス管があった場合に、どれぐらい幅を空けないといけないのかとか、幅を空ける際に、縮図を、こんなふうにしてくださいねとか、例えば大阪ガスさんの施工業者さんのほうに指示をして、結果、問題なければ、そのとおり施工してくださいと。立会いも含めて、立会いだけではなくて、事前の協議と立会いを含めて管路保全を行うという、そういう業務になってございます。

【梨岡委員】 分かりました。では工事があるという連絡を受けて、ガスなり電気なり、

いろんな通っているところと協議をするところから入ると。としたら、それぞれガスなりケールなりの知識が要ることなんですね。

【水道局】 ガス管なりの知識を直接求めるというものではなくて、これぐらいの幅がないと交錯してしまうとか、あるいは、地中で動いてしまったときに水道管の支障になると、お互いの管を傷つけてしまうという可能性がありますので、そういったものを避けるという、そういう意味合いで、この業務というのは考えております。

【梨岡委員】 ちょっと見ていますと、他工事立会いというのはかなり熟練度が必要な事業なのかな、業務なのかなと思っていましたので、時間を短縮してできるというようなところが、何かどういう業務なのかなと思った次第です。

【水道局】 少し補足させていただきますと、一定のルールというものが定められておりまして、離隔を、例えば水道とほかの管ですと30センチ以上空けなさいとか、そういったルールに基づいて判断するといったところが一定ありますので、熟練度のほうにつきましては、ご指摘のように、全く要らないわけではないですけども、そこまで高くはないというふうには考えております。

【梨岡委員】 ありがとうございます。

【小林委員長】 ほかはいかがでしょうか。

【上崎委員】 委員の上崎と申します。

今回変更された箇所じゃないのかもしれないですけど、ちょっと気になったので幾つかお伺いしたいんですけども、中期計画の概要、横向きというか、着色されているページのところの4-2の指標のⅣとか、そうですね、指標のⅢと指標のⅤのところなんですけれども、例えば指標のⅢだと、指標の表現として、その役割に応じた知識を習得できている状態というふうに書かれていて、目標値としては、習得できていると認められた社員の割合というふうに書かれているんですけども、社員の割合自体が指標の表現としては適切なのかなと思うんです。あるいは、社員の割合をこういう、社員の割合でもって進捗度を評価しますよ、その目標値として100%を目指しますよということで、指標Ⅲのところに社員の割合を書いていただくほうがいいのかなというところと、あと、指標のほうも同じですかね。習得できていると認められた社員の割合で、実際の割合がどれぐらいなのかというところで評価するので、この指標Ⅴのところに記載していただいて、目標値が100%になるのかなというのが気になったところです。

もう1つ、次のページになりますけれども、5番目のところの指標のⅢで、令和8年度

に管路保全業務の受託料の設定ということで、８年度にこれを目指しますよということで理解をさせていただいたんですけども、この進捗はどのようにして把握されるのか。８年度で設定終わってくださいということは分かるんですけども、ただ、ちゃんとどんなふうに進んでいるのかというのが把握できないといけないのかなと思うので、どのように把握をされるのかということで、今の段階で分かっていることがあれば教えていただければと思います。

【水道局】 指標の表現につきましては、委員からのご指摘としましては、目標値が100%になっているのであれば、その前の指標についても、最後の割合が指標ですよというふうにならないと、それと合うてないという、そういうご指摘という理解でよろしいですか。

【上崎委員】 そうですね。そのほうがいいのかという気はするんですけども。

【水道局】 そこは持ち帰りまして、修正のほうは検討させていただきます。

もう１点、中期計画の概要の色つきの５の指標Ⅲの令和８年度で管路保全業務の受託料の設定になっているというところが、これ、金額の設定になっているというのがちょっといかなものかという、目標として受託できるかどうかをどう把握するのかという、そういうご指摘ということでよろしいですかね。

【上崎委員】 最終的に令和８年度で受託料の設定を終えてくださいという、そういうふうには読み取れたんですけども、ただ、所管所属として、その進捗をやはり把握はされる必要があるかと思うので、どんなふうに進んでいるのかどうか、途中経過とかも含めて、どんなふうに関把握されるのかというところをお伺いできたらと思います。

【水道局】 こちらにつきましては、今の中期計画の変更の２の（１）にあります、管路保全業務の試行実施期間というのがあるんですけども、表題につきましては延長となっておりますが、これ、実際に正式に委託する前に、我々のほうから試行実施でお願いしますと言って、局からの業務の引継ぎをさせていただいて、その成果について確認検査をするということで、しっかり業務をやっていたのかという確認をいたしますので、そこで、お任せして大丈夫なのかという判断が可能ですので、そういった形で進捗は把握をさせていただくと。その把握結果に基づきまして、９年度から正式に委託ですねと。そのための委託料につきましては令和８年度中に設定をさせていただくというような予定で考えております。

【上崎委員】 ですから、金額の設定ということに限らず、今ご説明いただいたことも含めてということで。

【水道局】　そうです。

【上崎委員】　承知いたしました。

【小林委員長】　ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【小林委員長】　それでは、株式会社大阪水道総合サービスの中期計画の変更に対する質疑応答については以上で終了いたします。

【水道局】　どうもありがとうございました。

【小林委員長】　それでは、意見の取りまとめですが、上崎委員からご指摘の１つ目ですが、指標の点は、何か検討されるということだったんですけれども、意見として何かつけておいたほうがよろしいのでしょうか。

【上塚法人担当課長】　いえ、今のご指摘ですと、内容というよりは、概要版の表に落とし込むときの書きぶりだと思いますので、もし差し支えなければ、意見書として述べていただくほどでもないのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【小林委員長】　では、意見なしということでよろしいでしょうか。

【上塚法人担当課長】　ありがとうございます。

（４）大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第７条第６項及び同要綱第２０条第７項に基づく報告について

【小林委員長】　それでは、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第７条第６項及び同要綱第２０条第７項に基づく報告について、事務局から説明をお願いいたします。

【上塚法人担当課長】　ご説明いたします。

総務局長が所管所属長から協議または報告を受けた事項について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第７条第６項及び同要綱第２０条第７項に基づき、その内容を報告させていただきます。

内容につきましては、法人担当課長代理の藤井からご説明いたします。

【藤井法人担当課長代理】　藤井です。よろしくお願いします。

資料３０番、協議事項等報告資料のファイルをご覧くださいませでしょうか。

まず、報告事項の１つ目ですが、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第７条第１項に基づき、外郭団体等の事業経営に対する影響力を強化すること

となる本市の関与の内容の変更として、公立大学法人大阪における新たな人的関与の協議があったものです。

内容といたしましては、本件団体において、旧大阪市立大学と旧大阪府立大学の2つの大学の再編に伴い、各所に点在しているキャンパスを統一された方向性の下、一元管理し、本件団体内のマネジメントの適正化を図ることが急務であり、また、次世代型の大学として、都市シンクタンク機能や技術インキュベーション機能などの新たな機能を備えた大学を、大阪城東部地区のまちづくりに関連して建設、整備を進める必要がありますが、本件団体において当該課題を解決できる人員の確保が難しいとのことでした。

そこで、各キャンパスの施設を総括する責任者として、団体内の業務管理を行うとともに、行政におけるまちづくりや公共建築工事の実務経験を生かし、大阪府市等関連機関との連携・調整、企画等を行うため、建築系の専門的な知見及び高度なマネジメント力を備えた部長級の技術専門職を派遣し、本件団体の施設管理に取り組ませたいとのことでした。

本件協議は、今お伝えした本件団体が抱える課題を解決できるよう、職員を一時的に派遣するもので、必要かつ最小限の関与であり、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条第2項の規定の趣旨に反するものとは認められないため、同意したものです。

続きまして、報告事項2つ目ですが、一般財団法人大阪市文化財協会が解散することにより、本市の行政目的または施策を達成するために活用する外郭団体の事業経営に対する本市の影響力に変更を生じさせるおそれがあるため、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第17条第1項第1号に基づき、本件団体から所管所属である経済戦略局に対して協議が行われました。この協議を受け、経済戦略局長が同意するに当たって、同要綱第20条第1項に基づき、総務局長宛て協議がなされたものです。

内容といたしましては、本件団体の解散に当たり、これまで本件団体が担ってきた埋蔵文化財発掘調査業務が今後も公益財団法人大阪府文化財センターにおいて円滑に実行されること、また、調査結果や保存した成果の活用とともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術などが、継承先である大阪市教育委員会や地方独立行政法人大阪市博物館機構において適切に活用されること、さらに、令和7年度以降もこれらの業務が遅滞なく進められる体制が整っていることを所管所属は確認しているとのことでした。

そのため、本市の施策を実施するに当たり、本件団体を活用する必要がなくなったことから、令和7年3月5日開催の当委員会に諮問し、特に問題がない旨の答申を受けたため、

令和7年4月1日付で大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則の改正を行い、外郭団体の指定解除を行いました。このことから、本件団体の解散については、要綱第17条第1項第1号の趣旨に照らし、特段の問題はないと認められるため同意したものです。

ご報告は以上です。

【小林委員長】 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方からご意見、ご質問等があればお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【小林委員長】 それでは、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第6項及び同要綱第20条第7項に基づく報告に対する質疑応答については以上で終了いたします。意見については、特にございません。

では、本日予定している議題は以上でございます。

これをもちまして本日の外郭団体評価委員会を終了いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——